

「開発行為許可申請書」の添付書類一覧（法第29条）

提出部数：2部（正・副各1部）

◎ 全ての申請に必要なもの

N o	名 称	縮 尺	説明及び明示する事項等
1	開発行為許可申請書※ ⁵		【別記様式第二】
2	委任状※ ⁵		手続等を代理人に委任しない場合は不要
3	土地登記簿謄本※ ¹		申請日から遡って6ヶ月以内のもの
4	設計説明書		自己居住用住宅の場合は不要 【市規則様式第1号】
5	申請地の現況写真		2方向以上から撮影したもの、かつ開発区域全体が確認でき、開発区域を赤で囲んだもの
6	案内図		付近見取図
7	公図の写し※ ¹	1/600 以上	開発区域を赤で囲んだもの
8	現況図	1/1000 以上	開発区域を赤で囲み、その周辺の地形、境界、公共施設等 設計者の記名押印又は署名
9	求積図	1/500 以上	実測による三斜法又は座標計算
10	土地利用計画図（配置図）	1/1000 以上	開発区域を赤で囲み、土地の利用種別、公共・公益施設、建築物の配置等 設計者の記名押印又は署名
11	給水施設計画平面図※ ²	1/1000 以上	【給水計画がある場合】開発区域を赤で囲み、施設の位置、管径、管種等 設計者の記名押印又は署名
12	排水施設計画平面図※ ²	1/1000 以上	開発区域を赤で囲み、排水施設の位置、管径、管種、放流先等 設計者の記名押印又は署名
13	排水施設構造図（雨水）		雨水浸透枳構造図又は雨水貯留施設構造図
14	公共施設の管理に関する 同意書		【法第32条の同意書】 管理者が三郷市の場合は当該内容の協議書及び同意書

◎ 非自己用又は開発区域の面積が1ha以上の自己業務用に必要なもの

N o	名 称	説明及び明示する事項等
15	資金計画書	【別記様式第三】
16	資金を証明する書類	残高証明書※ ¹ （自己資金）若しくは融資証明書※ ¹ （自己資金以外）又はその両方で資金計画書の収入欄と一致するもの
17	申請者の業務経歴書	履歴書又は会社謄本等
18	申請者の納税証明書※ ¹	未納額がないことを示す所得税又は法人税のもので、申請日において最新のもの （納税証明書その1とその2両方、又は納税証明書その3※ ³ のみ）
19	工事施工者の能力を示す書類	建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書

◎ 必要に応じて添付するもの

No	名 称	縮 尺	説明及び明示する事項等
20	関係権利者の同意書※4、5		【関係権利者が存在する場合】 土地及びその土地に存する工作物について所有権、抵当権、根抵当権、賃借権等の当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
21	道路築造等に伴う隣地の同意書※4、5		【道路を新設等する場合】 新設等する道路に接する土地及びその土地に存する工作物について所有権を有する者の同意書
22	埋設管設置の同意書※4、5		【隣地に埋設管を設置する場合】 埋設する土地について所有権を有する者の同意書
23	同意書に押印した印鑑証明書※1		申請日から遡って6ヶ月以内のもの
24	設計者の資格に関する書類		【開発区域の面積が1ha以上の場合】 卒業証明書の写し又は資格証明書の写し
25	排水施設構造図（汚水雑排水）		【汚水雑排水の排水計画がある場合】 排水桝、排水管、公共汚水桝等の構造図又は浄化槽シート
26	宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可等要否判定チェックシート		図面に盛土規制法のみなし許可の有無を記載している場合は不要
27	造成計画平面図	1/1000 以上	【造成計画がある場合】現況高、計画高、BM位置・高さ 開発区域を赤で囲み、設計者の記名押印又は署名
28	造成計画断面図	H=1/100 L=1/500	【造成計画がある場合】切土又は盛土をする前後の地盤面 設計者の記名押印又は署名
29	擁壁断面図	1/50 以上	【擁壁を設置する場合】擁壁の寸法、現況高、計画高、隣地高等 設計者の記名押印又は署名
30	道路横断面図	1/50 以上	【道路の築造、拡幅又は延長がある場合】 路盤、基層及び表層の構成並びに側溝の位置・形状
31	道路縦断面図	H=1/100 L=1/500	【道路の築造、拡幅又は延長がある場合】 側点、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び勾配
32	法第34条の立地基準を満たすことを示す図書		市街化調整区域の場合
33	その他法第33条の技術基準を満たすことを示す図書及び審査する上で市長が必要と認める図書		【該当する計画等がある場合】 公園・緑地、消防水利、地区計画、公共公益施設等を示す図書及び水路占用許可書等

《 備 考 》

※1 土地登記簿謄本、公図の写し、印鑑証明書、残高証明書、融資証明書、納税証明書等は、正本のみ原本の添付が必要です。（公図の写しは登記情報提供サービス等も可。ただし、その場合は作成者又は設計者の記名押印又は署名と日付を明記すること。）

※2 給水、排水等の平面計画については、土地利用計画図に描いてもかまいません。

※3 納税証明書その3については、個人の場合は納税証明書その3の2、法人の場合は納税証明書その3の3が必要です。

※4 申請者と同意者が同じであれば、その部分の同意は不要です。

※5 委任状、同意書の正本には押印したもの（押印したものを複写したものは不可）が必要です。